

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月9日

京都市長 松井孝治

京都市規則第41号

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第3号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局こころの健康増進センター)